

ばいじん規制に係るあり方(案)

前回の部会で整理した論点

- 論点① 現在の規制手法及び規制の方向性について
- 論点② 対象施設の見直しの必要性について
- 論点③ 燃料の種類による施設の見直しについて

前回の部会での議論

論点① 現在の規制手法及び規制の方向性について

- ・条例及び法による規制により、固定発生源からのばいじん排出は抑制され、府域のSPM、PM2.5の大气濃度は改善し、また苦情の件数も減少しており、局地的なばいじん被害も抑えられている。
- ・一方で、金属製品製造に係る焼結炉等や窯業製品製造に係る焼成炉等、廃棄物焼却炉のように、対策を講じなければ多くのばいじんが排出される可能性のある施設も存在する。
- ・濃度基準については、測定義務という負担が一部生じるものの、設備構造基準に比べ負担は小さく、事業者にとって基準遵守状況の把握が比較的容易であることや、業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策が選択可能といったメリットがある。



- ・固定発生源からのばいじん規制は引き続き必要であり、規制手法については濃度基準を引き続き実施するべきではないか。
- ・排出濃度基準値については、法の最も小さい規模施設の基準値等を原則採用している現行の考えを継続するべきではないか。
- ・なお、測定義務については、府公告に基づく測定義務の軽減及び免除の規定を積極的に適用することで、小規模の事業者や適正な施設管理を実施している事業者の負担を軽減すべきではないか。

(参考)測定義務の軽減及び免除について

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

第十五条の二 条例第三十九条の規則で定めるばい煙等排出者は、別表第八の二の第三欄に掲げる者とし、同条の規定によるばい煙等の濃度の測定は、同表の第四欄に掲げるところによるものとする。ただし、知事は、ばい煙等排出者の工場若しくは事業場の規模、届出施設の使用若しくは管理の状況又は届出施設の規模に応じて、測定の方法等につき、別の定めをすることがある。

○平成6年10月31日公告137号 ただし書きの測定の方法等について(抜粋)

次のいずれかの場合に該当するときは、条例施行規則別表第5第2号の表の備考4並びに別表第8の2の2の項及び4の項の測定方法(平成6年大阪府公告第139号)で定める方法以外の方法により測定し、又は測定の回数を減じ、若しくは測定を行わないことができる。

- ①ばい煙等に係る届出施設が設置されている工場又は事業場を設置している事業者が常時使用する従業員の数が20人以下である場合
- ②届出書に記載されたばい煙等の処理その他の排出抑制対策を常時適正に実施し、かつ当該届出又はばい煙等の処理を行う施設に係る使用及び管理の状況を記録している場合
- ③ばいじんに係る測定にあつては、届出施設が次に掲げる施設である場合
 - (1)規則別表第3第1号の表の1、2、4～8、10～12、14～17、19、21、23、24の項に掲げる施設
 - (2)規則別表第3第1号の表の3、9、13、18、20の項に掲げる施設(火格子面積が1m²未満か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h未満か、変圧器の定格容量が200kVA未満に限る)
 - (3)規則別表第3第1号の表の22の項に掲げる施設(変圧器の定格容量が1000kVA未満に限る)

前回の部会での議論

論点② 対象施設の見直しの必要性について

- ・現行条例届出施設のうち「第1項 食料品の製造の用に供する反応炉」は過去に一度も届出の実績がない。
- ・本施設は大防法の届出施設の裾下げ施設に該当するが、今後届出の可能性はあるものである。
- ・また、当該施設からの主な発生源は原料である食料品と考えるが、食料品の形態にもよるが施設からばいじんの排出される可能性は高いものとする。



- ・当該施設は引き続き規制対象と位置付けるべきではないか。

前回の部会での議論

論点③ 燃料の種類による施設の見直しについて

- ・条例におけるばいじん規制対象施設には、電気やガス(都市ガス・LNG・LPG)といった燃料由来のばいじん発生量が少ないものも対象となっている。
- ・府内に設置されているこれらの施設における過去の排ガス測定結果からは、いずれも高い排出濃度は確認されていない。
- ・これらの施設は燃料由来のばいじん排出量は少ないと考えられるが、食料品、窯業製品、金属製品といった原料由来のばいじん排出量は一定量あることから、原料由来のばいじん排出を抑えるという考えに基づき条例・法とも規制対象となっている。



- ・ばいじん排出量が少ない電気やガスを燃料とする施設においても、原料由来のばいじん排出の可能性があることから、引き続き規制対象とするべきではないか。

論点① 現在の規制手法及び規制の方向性について

【方向性】

- 対策を講じなければ多くの粉じんが排出される施設も存在することから、固定発生源からのばいじん規制は継続すべきであり、規制手法については濃度基準を引き続き採用すべき。
- 排出濃度基準値については、法の最も小さい規模施設の基準値等を原則採用している現行の考えを継続すべき。
- 測定義務については、府公告に基づく測定義務の軽減及び免除の規定を積極的に適用することで、事業者の施設の適正管理等の自主的取組みを促進すべき。

論点① 現在の規制手法及び規制の方向性について

【考え方】

- ・金属製品製造に係る焼結炉等や窯業製品製造に係る焼成炉等、廃棄物焼却炉のように、対策を講じなければ多くのばいじんが排出される可能性のある施設も存在することから、固定発生源からのばいじん規制は継続すべきである。
- ・濃度基準については、測定義務という負担が一部生じるものの、設備構造基準に比べ負担は小さく、事業者にとって基準遵守状況の把握が比較的容易であることや、業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策が選択可能といったメリットがあることから、規制手法については濃度基準を引き続き実施するべきであり、排出濃度基準値については、法の最も小さい規模施設の基準値等を原則採用している現行の考えを継続すべき。
- ・測定義務については、府公告に基づく測定義務の軽減及び免除の規定を積極的に適用することで、事業者の施設の適正管理等の自主的取り組みを促進するべき。
- ・なお、本規定を適用する際には、事業者が届出施設の稼働や管理等の実態を把握し行政へ報告する等、事業者・行政双方で情報共有することが望ましい。

論点② 対象施設の見直しの必要性について

【方向性】

現行条例届出施設のうち過去に一度も届出の実績がない「第1項 食品の製造の用に供する反応炉」については、引き続き規制対象と位置付けるべき。

【考え方】

- ・当該施設は大防法の届出施設の裾下げ施設に該当し、今後届出の可能性はあるものである。
- ・また、当該施設からの主な発生源は原料である食品と考えるが、食品の形態によっては施設から排出されるばいじん濃度が高くなる可能性があることから、引き続き規制対象と位置付けるべき。

論点③ 燃料の種類による施設の見直しについて

【方向性】

ばいじん排出量が少ない電気やガスを燃料とする施設においても、原料由来のばいじん排出の可能性があることから、引き続き規制対象とするべき。

【考え方】

- ・条例におけるばいじん規制対象施設には、電気やガス(都市ガス・LNG・LPG)といった燃料由来のばいじん発生量が少ないものも対象となっている。
- ・府内に設置されているこれらの施設における過去の排ガス測定結果からは、いずれも高い排出濃度は確認されていない。
- ・これらの施設は燃料由来のばいじん排出量は少ないと考えられるが、食料品、窯業製品、金属製品といった原料由来のばいじん排出量は一定量あることから、引き続き規制対象とするべき。